

平成29年度 事業計画書

社会福祉法人
取手市社会福祉事業団

目 次

○介護老人福祉施設	1
・平成29年度 事業計画表	9
○短期入所生活介護事業	11
○通所介護事業	12
・平成29年度の主な行事予定	14
○配食サービス事業	15
○居宅介護支援事業所	16

介護老人福祉施設

1. 運 営 方 針

(1) 理 念

取手市ふれあいの郷は、指定介護老人福祉施設として、老人福祉法及び介護保険法の主旨及び目的を基本理念とし、「取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷の設置及び管理に関する条例」、「同管理規則」に基づいて、取手市から施設の管理運営を社会福祉法人取手市社会福祉事業団が受託し、『公設民営』の事業所として、地域の福祉施設としての特色を発揮しながら、利用者の基本的人権を尊重し、安定した老後を過ごせるように、各関係法令に基づき、適正かつ効率的に運営するものとする。

○ 老人福祉法

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

○ 介護保険法

(目 的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 基本方針

取手市ふれあいの郷は、緑豊かな自然に恵まれた環境の中で、指定介護老人福祉施設として、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って介護福祉サービスを提供するものとする。

また、生活の場にふさわしい『明るく家庭的な雰囲気』をモットーとし、取手市や福祉関係機関、病院、サービス提供事業所等との密接な連携の下、家庭や地域との結びつきを大切にして、安心と信頼のおける施設を目指して運営する。

(3) 平成29年度の主な目標

- ① ご利用者様の生活全般についてのニーズに対し、施設サービス計画表の作成（更新～実施・対応）を継続していく。

- ② 身体拘束ゼロを目指して、身体拘束廃止委員会に諮り、ご家族様とともにより良い支援を検討していく。
- ③ ご利用者様に安心して生活を送っていただけるように施設環境を整え、事故・リスク管理委員会を開き事故等の防止に努める。
- ④ 感染症対策マニュアルを見直し、徹底した対策を講じ、集団感染の防止に努める。
- ⑤ 高齢者虐待防止の観点から、ご利用者様対応についての施設内研修の開催をはじめ、委員会を設置しサービスの質の向上を図る。
- ⑥ 職員全員が介護保険制度を理解し、必要な知識と技能を身につけると同時に、職員相互の信頼と協調を高める。
- ⑦ 施設の老朽化に伴う施設内外の環境・衛生面に配慮した修繕整備を行い、風水害への対応も想定していくことで、安心・安全な生活空間の維持向上に努める。
- ⑧ 各種クラブ活動に参加していただくことで、ご利用者様に創作の喜びと生きがいを体感していただく。
- ⑨ ご利用者様・ご家族様・ボランティア・施設職員が一堂に会してふれあえる場として夏祭りや文化交流会を開催する。

2. 援 助 方 針

「食事」「入浴」「排泄」を介護の基本とし、楽しく生き甲斐を感じられる生活を送れるよう援助する。そのために、職員一人ひとりが介護に対する共通認識を持ち、ご利用者様の個性や人格を尊重し、一般家庭での日常生活とできるだけ同じような生活環境の提供に努める。また、ホームへの入所による不安や孤独感を癒すよう心掛け、「生活の質」を重視しながら、人間らしい心の豊かさを失うことなく生活が継続出来るように援助をさせていただく。

(1) 食 事

高齢者にとって「食べる」ことは、生活する上で、大きな楽しみのひとつになっている。

「安心・安全で、おいしい食事の提供、栄養の補給・健康維持」を基本とし、栄養と味のバランス、色彩や季節感を考慮し、飽きることなく食事ができるよう工夫してメニュー構成をし、昔ながらの食習慣を大切にしながら、ご利用者様の嗜好に合った家庭的な味を目指す。

日々の食事には、四季折々の旬の食材を盛り込み、正月や敬老の日には松花堂弁当での食事、誕生会、節分、ひな祭りなど、多彩な行事食を取り入れ、食事を楽しみ、季節を感じることが出来る豊かな食生活を演出する。

その他、食べることの喜びを感じられる出前食、選択食も随時取り入れたり、デザートビュッフェや手作りおやつの実演をするなど、食を通して心を潤し生きる希望につながるように努める。

また、ご利用者様とコミュニケーションをとり、栄養ケア・マネジメント

に活かし、身体的機能や咀嚼・嚥下などの問題に迅速に対応し、適切な栄養管理を行い、ご利用者様一人一人の健康状態にあった食べやすい食事づくりに努め、食を通して生き生きと生活できるよう支援していく。

(2) 入 浴

ご利用者様にとって入浴は楽しみであると同時に、清潔と健康保持に不可欠な日課である。

身体を清潔にすることは、皮膚の汚れを落とし新陳代謝を促し、血行を良くすると同時に疲れを取り心身の安楽を図り、生きる意欲にもつながる大切な行為である。

高齢者や障害者は、心身機能の低下等が原因で身体の清潔を保つことが困難な状態に陥りやすくなるため、介護度の高い寝たきりの方や人の手を借りないと起き上がれない方には、特殊浴槽を使い、体調不良等により入浴が困難な方については、清拭を行うことにより清潔に保つ。また、全身を清潔にできないときや、汚れやすい部分を重点的にきれいにする必要がある場合は、部分浴や部分洗浄を行う。

体調をよく観察し、介助する者が手際よく介助できるよう、着替えの衣類や入浴道具を事前に準備し、また、自分でできるご利用者様には自分で準備していただく。

リラックスして入浴していただけるようご利用者様と介助者のふれあいを大切にし、ゆったりと入浴できるよう心がける。

また、ボランティアのみなさんにご協力をいただき、入浴後のスムーズな対応や、ご利用者様の負担軽減を心がける。

(3) 排 泄

排泄は生命を維持するために行われる物質代謝の結果生じた老廃物を体外に排出することであり、排泄の状態を知ることは、健康状態を知ることである。しかし、排泄介護は、ご利用者様の尊厳に関わる場面であるから、快適で心地よい生活を守るための排泄ケアとは、どのようなものを念頭に、ご利用者様一人ひとりの立場に立ち、羞恥心とプライバシーを配慮し尊厳と自立心を支持するような排泄介助に努める。

(4) 生活援助

ご利用者様の入所時から終末まで、ホームでの生活が心豊かで明るく楽しい老後となれるよう適切な施設サービス計画を立てていく。

ご利用者様は施設内に閉じこもりがちで、社会性の少ない生活になりやすいため、職員は、ご利用者様のより良い援助者になれるよう、日々観察しご利用者様の残存機能を維持・改善できるよう工夫をしていく。

ご利用者様は家庭を離れて生活しているので、ご家族様とのふれ合いを切に願っている。そうした思いを真摯に受け止め、ご家族様やご親族様に面会

や行事への参加を呼びかけるなど相互のふれ合いの場を増やしていく。また、新たな行事計画、レクリエーションなどを立案し、日常の生活がハリのあるものになるよう援助していく。

- ① 明るく快適な生活空間の創出
- ② ご利用者様とご家族様とのコミュニケーションの充実
- ③ 余暇活動や斬新な行事の実践

(5) 看護、医療

ホームご利用者様及びショートステイご利用者様が健康で快適に過ごし、充実した生活を送れるよう個別対応に努める。

1) 日常の健康管理と維持

- ① ご利用者様の健康状態を把握し、個々の健康管理をする。
- ② 把握した健康に関する情報を看護日誌に記載し、他職種とご利用者様の健康情報を共有する。
- ③ 日常生活の基本となる食事、排泄、睡眠等を円滑に整えるために、個別の支援を工夫する。
- ④ 柔道整復師による月2回（第2・4火曜日）の機能回復訓練指導を行う。
- ⑤ 感染予防の一環として、利用者はもとより全職員にインフルエンザワクチンの接種を実施します。

2) 疾病の早期発見

- ① 健康に関する情報を基本に、他職種の協力を得ながら、疾病の早期発見、治療に努める。
- ② 早期発見・治療のため、週2回（月・木曜日）医師会病院による回診を受診し、健康状態の把握に努める。
- ③ 嘱託医の指導の下に、慢性疾患の悪化予防と適宜保険指導に努める。
- ④ 他職種の協力を得て、高齢者に多い排便障害、尿路感染症、脱水等の予防に努める。
- ⑤ 通・入院については、嘱託医の指導・助言の下に協力病院と連携し、適切に対応する。
- ⑥ 通院及び入院中の状況は、必要に応じて看護日誌に記載し、個別援助の参考とする。

3) ショートステイご利用者様の利用期間における健康管理をする。

- ① 初回のご利用者様については、事前に健康状態の確認を行う。
- ② ご利用者様のご家族・医療の各機関との連携を図りながら、状況の把握に努める。
- ③ 利用期間中の健康状態の把握に努め、状況に応じて適切な対応に努める。
- ④ 利用の終了にあたっては、ご家族様に利用中の健康状態を伝え、在宅生活についての助言等を行う。

3. 地域との交流

地域福祉のための社会資源として地域の人々と交流の輪を広げ、地域の社会福祉施設としての役割を自覚し、施設の開放を図っていく。

(1) 広報活動

広報紙を定期的（年2回）に発行してご家族様や関係者等に配布することにより、施設での生活状況や行事の模様等の情報を提供していく。
また、ホームページを制作・運営することで情報の発信をしていく。

(2) ボランティアの受け入れ

ボランティアのみなさんを積極的に受け入れご協力いただくことにより、ご利用者様とのふれあいを促進し、介護サービスの向上を図る。

(3) 地域社会との交流

地域の行事や買い物等に積極的に参加するとともに、地域のみなさんを夏祭りや新取手神輿来苑等の施設行事に招いて交流を深めることにより、ご利用者様の感性を刺激し、併せて地域のみなさんの施設に対する理解と認識を深めていただく。

4. 実習・体験学習等の受け入れ

(1) 実習生の受け入れ

福祉施設としての役割と機能を生かし、介護福祉関連の教育機関等からの実習生を受け入れ、介護職員としての介護技術の習得と資質向上に寄与する。

(2) 介護等体験事業の受け入れ

茨城県内において、義務教育教員免許志願者の介護等体験が必須となったことを受け、5日間にわたりホームまたはデイサービスでの体験を受け入れる。

(3) 児童・生徒の体験学習の受け入れ

学校教育においても、体験学習やボランティア参加を必須とする傾向にあり、施設でも小学生や中学生、高校生を積極的に受け入れ、様々な体験を通して、地域社会における老人福祉施設の役割や、ご利用者様の生活実態や職員の働く姿を知ってもらうことにより、社会勉強の一助としてもらう。

5. 防 災 対 策

万が一の火災や地震等の災害に備えて、職員がご利用者様を安全に避難・誘導させるとともに、防災の設備や器具を確実に操作できるように年4回の防災訓練を実施する。

総合訓練の内1回は、消防署と消防設備保守点検業者の立ち会いのもと、入所者様が速やかに安全な場所へ避難出来るよう誘導するとともに、消火器等の操作を実体験する。

平成28年度に風水害対応も加えた非常災害対策マニュアル、非常災害対策計画を活用し、火災やその他の災害が発生した場合の対応を職員に徹底する。

(1) 総合訓練（年2回）

消防署への火災通報、利用者の避難誘導、職員による消火器を使った消火訓練、消火栓を使った放水訓練（消防署と消防設備保守点検業者立ち会い）を行う。

デイ利用者様にも積極的に参加してもらい、在宅での防災意識の向上を図る。

(2) 通報訓練

災害発生時に迅速に連絡を伝達できるように、職員緊急連絡網を使用した通報訓練を実施する。

(3) 避難訓練

夜間に火災が発生したことを想定し、ご利用者様を迅速に安全な場所へ誘導する。避難訓練を実施、宿直員にも積極的に参加してもらう。水害想定での避難訓練も実施する。

(4) 消防署及び消防設備保守点検業者による指導及び定期点検等の際の指摘事項を遵守し、常日頃から防火扉や非常口付近等の整理整頓等に努める。

(5) 地震等の災害に備えて、飲料水・食糧を3日分備蓄管理する。（ローリングで管理）また、万一の災害に備え、市内食料品店との間で1回50食分の昼食、夕食の供給契約を締結している。

(6) 県の指導に基づき、平成26年1月から坂東市の特別養護老人ホーム「ハートフル広侖」及び守谷市の特別養護老人ホーム「峰林荘」との間で、災害時相互応援協定を締結している。

6. 会 議

- 介護サービスの向上と事故防止を図るため、各種会議を行い、より良い介護技術の向上をめざす。
- 各部署の連携を図り、業務の円滑化と意識向上をめざす。

会議名称	開催予定 日	会議出席予定者	主な会議内容
主任会議	毎月 第3木曜日	施設長、副施設長、事務長、 各部署の主任等	・施設内での各検討会や他 部署会議での意見、要望 等を集約・調製、連絡
ケース検討会 給食会議	毎月下旬 ※勤務表による	介護職員全員 施設長、副施設長、事務長、 生活相談員、看護職、管理 栄養士、介護支援専門員	・各グループ会議での内容 を集約し、ご利用者様の 生活援助について協議 検討する ・献立について検討する
グループ会議 ・事故リスク管理検討 ・身体拘束廃止検討 ・感染症対策検討 ・食事検討 ・排泄検討 ・入浴検討 ・口腔ケア検討 ・高齢者虐待防止	毎月1回 又は必要時 グループご とに開く	各グループ 介護職員2～3名 必要に応じ、施設長、副施 設長、事務長、介護職主任 看護職員、管理栄養士	・グループテーマの検討と マニュアル作成、更新 ・ケース検討会、主任会議 の決定事項を確認し経 過検討する
サービス担当者会議	毎月 第3水曜日 随時	各部署より1～2名 必要に応じ、第三者も出席 新規入所者様、退院者様、 ショート利用者様、その他 状態変化のみられる方	・異職種で集まり、入所者 様の援助目標、サービス 内容を検討する
入所検討委員会	隔月（奇数） 第4水曜日	施設長、副施設長、事務長、 生活相談員、介護職員、看 護職員、介護支援専門員 外部より第三者委員2名	・新規の施設入所者様の検 討
行事企画会議 レクリエーション会議 クラブ活動会議	3ヶ月に1回 （行事企画） 定期的 （レク・クラブ 活動）	各グループ 介護職員3～4名 必要に応じ、介護職主任 看護職員	・季節に見合った催し物を 検討 ・レクリエーション内容の 検討 ・クラブ活動係内容の検討

※各会議は業務時間内に実施

7. 研 修

- 茨城県社会福祉協議会、茨城県老人福祉施設協議会、全国老人福祉施設協議会等が主催する研修会への積極的な参加→毎月開催されるケース検討会で発表（施設内での研修）
- 施設長研修、考課者研修、新任職員研修、中堅職員研修、会計研修、リスクマネジメント研修、クレーム対応研修（苦情解決研修）、接遇研修、感染症対策研修、身体拘束廃止研修 外
- 口腔ケア研修、サービス向上研修、栄養マネジメント研修、看護職員研修、施設ケアマネジャー研修 外
- 必要に応じて介護職による痰吸引・胃ろう管理に関する研修
- 高齢者虐待防止研修、医療的視点による対応についての勉強会などの施設内研修

平成29年度 事業計画表

	29年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
事務	○辞令交付 4／3 ○退職共済関係状況届 ○時間外労働協定届提出 ○ボイラー保守点検 ○福祉車輛寄贈申請 ○介護報酬請求（毎月）	○労働保険申告 ○決算監査 ○28年度決算書作成 ○28年度事業報告書作成 ○理事会開催（決算等審議） ○評議員会開催（ Ⅱ ） ○消防設備保守点検 ○害虫防除 ○空調保守点検 ○消防訓練（総合）	○期末勤勉手当支給 ○職員健康診断（全員） ○職員互助会総会 ○倉庫清掃及び整理 ○現況報告書提出 ○ファイリング過年度文書整理 ○ボイラー保守点検 ○ばい煙検査	○夏祭り計画会議 ○社会保険算定基礎届 ○公益法人収支計算書提出	○消防訓練（伝達） ○受水槽清掃点検	○倉庫清掃及び整理 ○空調機保守点検 ○害虫防除 ○広報紙発行（春夏号）
生活指導・行事	○花見（さくら荘／苑庭） ○おやつを作ろう会 ○ガーデニング ○食べ歩き散策（チューリップ）	○鯉のぼり見物 ○お好み出前食 ○バーベキュー（苑庭）	○サツマイモ苗植え ○デザートビュッフェ ○ピクニック弁当（公園）	○すいか割り ○食べ歩き散策 ○お好み出前食	○新取手神輿来苑 ○デザートビュッフェ ○夏祭り ○かき氷（花火大会上映）	○敬老式典 ○食べ歩き散策 ○おやつを作ろう会
	○レクリエーション活動（屋内外での軽い運動や遊び） ○誕生会等のボランティア慰問 ○出張売店や近隣のスーパー巡り（毎月） ○シーツ交換（毎週） ○居室掃除・消毒(毎日) ○コップ・歯ブラシ・ガーグルベース・整髪用ブラシ消毒(毎週) ○車椅子掃除(毎月) ○居室殺虫消毒・カーテン・ベッドパットクリーニング(6月) ○クラブ活動（カラオケ、貼り絵・塗り絵、運動・書道、園芸） ○リハビリ体操・口腔機能維持体操 ○口腔ケア ○入所・ショートステイ事前調査					
給食	○腸内細菌検査 ○事業報告書提出 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○嗜好調査実施 ○市場調査実施 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時） ○栄養給与状況報告書提出	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時）	○腸内細菌検査 ○厨房内清掃整頓（随時）
	○開苑記念祝膳（松花堂弁当） ○お花見弁当	○節句料理（子供の日） ○選択食 ○お好み出前食 ○バーベキュー	○選択食 ○デザートビュッフェ ○ピクニック弁当	○七夕献立 ○選択食 ○うなぎ料理（土用丑の日） ○お好み出前食	○精進料理（お盆） ○夏祭り模擬店各種 ○選択食 ○デザートビュッフェ	○敬老御祝膳（松花堂弁当） ○敬老週間お楽しみ献立 ○お彼岸料理
	○誕生会（誕生会特別食、ケーキ&和菓子等） ○行事内容に合ったおやつ					
看護	○体重測定（月1回） ○血圧測定（随時） ○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○機能回復訓練（月2回） ○日常生活リハビリ（毎日） ○排尿排便チェック（毎日） ○軟膏塗布などの処置(毎日) ○投 薬	○体重測定（月1回） ○血圧測定（随時） ○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○機能回復訓練（月2回） ○日常生活リハビリ（毎日） ○排尿排便チェック（毎日） ○軟膏塗布などの処置(毎日) ○投 薬	○体重測定（月1回） ○血圧測定（随時） ○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○機能回復訓練（月2回） ○日常生活リハビリ（毎日） ○食中毒予防の指導 ○排尿排便チェック（毎日） ○軟膏塗布などの処置(毎日) ○投 薬	○体重測定（月1回） ○血圧測定（随時） ○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○機能回復訓練（月2回） ○日常生活リハビリ（毎日） ○皮膚病疾患予防の指導 ○排尿排便チェック（毎日） ○軟膏塗布などの処置(毎日) ○投 薬	○体重測定（月1回） ○血圧測定（随時） ○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○機能回復訓練（月2回） ○日常生活リハビリ（毎日） ○皮膚病疾患についての指導 ○排尿排便チェック（毎日） ○軟膏塗布などの処置(毎日) ○投 薬	○体重測定（月1回） ○血圧測定（随時） ○バイタルチェック（随時） ○定期的回診（週2回） ○機能回復訓練（月2回） ○日常生活リハビリ（毎日） ○体力増強に向けての指導 ○排尿排便チェック（毎日） ○軟膏塗布などの処置(毎日) ○投 薬
	○入所・ショートステイ事前調査 ○通院の付き添い ○消毒薬・薬品の管理及び注文・整理 ○食事内容のチェック ○体調不良者の対応 ○感染症の予防と対策 ○居室の整理整頓及びベッドの清掃指導 ○入浴（皮膚の観察・フットケア） ○衣服の調整 ○胃ろうの管理 ○医療的ケアの指導（適宜）					

(介護予防) 短期入所生活介護事業

1. 目 的

ご利用者様の心身の状態を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、施設において、入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、心身の機能維持やその身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 運営方針

- (1) 指定短期入所生活介護事業所として、ご利用者様に契約内容を十分に説明し、双方合意の上契約を締結する。
- (2) ご利用者様が、入浴や食事の提供、その他日常生活の上で施設入居者様との交流を図る。
- (3) 「明るく家庭的な雰囲気」をモットーに、健康的で生きがいを感じられる生活環境づくりに努め、施設の多くの行事にも積極的に参加できるよう援助する
- (4) ご利用者様、またはそのご家族様との信頼関係を大切にし、介護支援専門員との連携を図る。また、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議に参加し、ご利用者様の情報共有を図り、より良いサービスの提供に努める。
- (5) 市から依頼を受け、虐待や認知症、身元不明等により緊急保護を必要とする高齢者を一時的に受け入れることにより、ご本人様及びそのご家族様の安全と負担軽減を図る。また、緊急のサービス提供にも速やかに対応する。
- (6) 定期的にサービス担当者会議を開催し、ケアプランを作成する。
- (7) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、適切に対応する。

3. 事業内容

- (1) 生活指導・・・施設での生活の様子や入浴、排便、健康状況等を連絡ノートに記載し、ご家族様からは自宅での様子を記載していただくことにより、よりよいサービス提供に努める。
- (2) 健康チェック・・・毎日、看護師による健康チェックを行う。
- (3) 機能訓練指導・・・リハビリ体操を通して、介護予防や機能向上に努める。
- (4) 入浴サービス・・・身体を清潔にし、入浴による血行促進と心身の癒を図る。
- (5) 食事の提供・・・ご利用者様に適した安全で美味しい食事を提供する。
- (6) 行事への参加・・・誕生会、買い物など、施設の行事に積極的に参加する。
- (7) 送迎サービス・・・施設の車で、ご自宅まで送迎する。

通所介護事業

1. 目 的

在宅の独居及び虚弱、認知症高齢者等に対し通所事業により各種サービスを提供し、当該高齢者等の自立への援助、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上、回復を図ると共に、ご家族様等に対する介護相談、支援等の援助サービスを通して介護者の身体的、精神的負担の軽減を図る。

なお、運営は「取手市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例」に基づき、取手市からの事業を受託して行なう。

2. 運営方針

ご利用者様の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密に連携を図りながら、ご利用者様の要支援、要介護状態の軽減や悪化の防止のため適切なサービスの提供に努める。今年度より地域密着型通所介護に移行に伴い、年に2回の運営推進会議を開催する。

3. 援助方針

- (1) 個々のご利用者様に応じて作成された通所介護計画に基づいて行うものとする。
- (2) サービス計画書に沿った通所介護計画をたてる。
- (3) 通所介護計画の目標及び内容については、ご利用者様又はご家族様に説明を行なうと共に、その実施状況や評価についても説明を行なう。
- (4) 残存機能の維持向上をめざし、状態にあった機能訓練を行うとともに、各種介護器具や場所の提供を行う。
- (5) ご利用者様に対する安全確保のために、家庭やセンター内での健康状態に留意する。
- (6) 在宅における介護についての相談や支援を行なう。

4. 実施要領

(1) 対象者

要介護者。介護予防・日常生活支援総合事業対象者。

5. 事業内容

(1) 生活指導

○事前調査・・・ご利用者様の状況を調査し、ご家族、ケアマネージャーからも状況確認をする。

○プログラムの設定・・・ご利用者様やそのご家族様との話し合いにより、そのニーズに添ったプログラムの設定を行う。

(利用日、送迎方法、食事の内容、入浴の方法等)

(2) 日常動作訓練

○在宅での生活に必要な動作の訓練を行う。在宅で出来る訓練の助言を行う。

○介護予防具等を使ったトレーニングを行う。

- (3) 入浴サービス
 - 本人の意思及び、健康チェックにより入浴の可否を決める。
 - 心身状況によって、一般浴又は機械浴に決める。
- (4) 健康チェック
 - 送迎の際、家庭での健康状態を確認する。
 - センターでの状態確認・・・血圧、体温、脈拍、問診、観察等。
 - 健康状態の確認のため、月に一度体重測定を実施する。
- (5) 教 養
 - 季節感を取り入れた外出や、ボランティアとの作業により社会との交流を図る。
 - 利用者間の対人関係等について平素から気を配り、ご利用者様同士の円満な交流が図れるように援助する。また、ご利用者様の健康状態や生活の様子を常に観察する。
- (6) 給食サービス
 - 管理栄養士がご利用者様の心身の状態によって内容を考慮し、適切な栄養のバランスを考えた献立で季節感を味わえる食事を提供する。
 - 一か月の献立表をご利用者様に通知する。
- (7) 送 迎
 - 送迎車で「玄関から玄関まで」を原則とし、ご利用者様の安全を基本に安全運転で送迎する。車内での他利用者との会話や交流等、楽しい雰囲気づくりを行い、送迎コースの工夫により効率的な送迎に努める。利用中の様子をご家族様に伝え、情報の共有に努める。
- (8) 行事娯楽
 - 家庭的な雰囲気作りをして、季節感が味わえるようなレクリエーション活動や、外出の機会を作り楽しんでもいただく。
 - 趣味活動として、書道・工作・カラオケ等を実施していく。
 - 一か月ごとに行事の予定をご利用者様に通知する。
- (9) 居宅介護支援事業所との連携
 - ご利用者様の状態に変化があった場合、速やかに連絡し報告する。毎月の利用状況を報告。担当者会議に積極的に参加し、情報の共有をする。

6. 平成28年度の目標

地域密着型通所介護に移行し、1日の利用定員数を前年度の15名から18名に変更。安定した運営をするため、ご利用者様に対するサービスの質の確保、向上に努めると共に、居宅介護支援事業所等に積極的に宣伝を行う。

今年度から実施される日常生活支援総合事業（総合事業）の趣旨をふまえ、地域の実情に応じたサービス提供を行う。

平成 29 年度の主な行事予定

通所介護事業

月 別	行 事	内 容
28年	外出行事	苑庭や、岡のさくら荘にお花見に出かける
4月	外出行事	柏市のあけぼの公園のチューリップを見に出かける
5月	外出行事	岡堰の大鯉のぼりを見学する
	端午の節句	入浴は菖蒲湯 おやつにちまきを提供する
	田植え・野菜作り	発泡スチロール、プランターでお米、野菜を作る
6月	外出行事	希望をとり外食する
	フラワーアレンジメント	フラワーアレンジメントをする
7月	七夕	短冊を笹に飾りつける
	梅干し、梅ジュース作り	梅干し、梅ジュースを作る
8月	お祭り週間	綿菓子作り、ヨーヨー釣り等して、お祭りの雰囲気を楽しむ
	かき氷・すいか割り	かき氷、すいか割りをして季節を感じていただく
9月	稲刈り	5月に植えた稲の収穫をする
	敬老週間	和菓子・洋菓子の提供をする 職員による出し物実施
10月	運動会	玉入れ、パン食い競争などの競技を行う
	外出行事	櫛木のポニー牧場にでかける。
11月	外出行事	寺原公民館の菊花展示会を見学する
	食事作り	簡単に調理できるものを作り昼食とする
12月	クリスマス会兼忘年会週間	パーティー形式で大皿盛りの料理を提供、お話ししながら食事を 楽しんでいただく ビンゴ大会や、カラオケ大会を実施する
	ゆず湯週間	冬至の週の入浴をゆず湯にする
	餅つき	餅つきをする
29年	初詣週間	つくばみらい市の板橋不動尊に初詣に出かける
1月	書初め	筆や筆ペンを使って書初めをする
2月	節分	豆まきをする 恵方巻きを作り昼食とする
	食事作り	簡単に調理できるものを作り昼食とする
3月	ひな祭り	雛ずしを作り昼食とする おやつは甘酒、ひなあられを提供
	おやつ作り	簡単に作れるおやつを作り、おやつとする
※ その他 ○ ホームの行事に参加することもある ○ 誕生月のご利用者様に、バースデーカードを贈る		

配食サービス事業

1. 目 的

食生活で援助を必要とするひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、栄養バランスのとれた質の高い食事を提供するとともに、ご利用者様の安否の確認等を行う。

2. 方 針

栄養バランスのとれた食事の提供、ひとり暮らしの方の孤独感の解消、安否確認による緊急事態の早期発見・対応・連絡を図る。

3. 事業内容

①取手市受託事業（任意事業対象者：介護予防支援事業対象者）

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象にした取手市の行う配食事業を受託し実施。

希望者が民生委員や介護支援専門員等を通して取手市高齢福祉課へ申請し、担当者が調査のうえ、介護度等により調整しながら配食の回数等を決定する。

- ・配 食 日 週 5 日（月曜日～金曜日）但し、祝祭日、年末年始は除く
- ・配食地域 戸頭・野々井・寺田・米ノ井・西・稲・岡・新町の一部
- ・食 数 1 日 30 食程度
- ・調 理 ふれあいの郷の厨房にて調理
- ・配達方法 配食車で、2 名 1 組で配達
- ・費 用 1 食 400 円（利用者負担分）、1 食 550 円（市補助分）

②ふれあいの郷独自事業

取手市事業の要件に満たない近隣の希望者やデイサービス利用者に対して、ふれあいの郷が独自に実施している事業。

直接申込または民生委員や介護支援専門員から申し込みを受ける。

- ・配 食 日 週 5 日（月曜日～金曜日）但し、祝祭日、年末年始は除く
- ・配食地域 新取手・野々井・ゆめみ野・上高井・下高井・戸頭地区
- ・食 数 1 日 10 食程度
- ・調 理 ふれあいの郷の厨房にて調理
- ・配達方法 車にて事務員が配達
- ・費 用 1 食 600 円

居宅介護支援事業所

1. 目 的

要介護者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、保健・医療・福祉にわたる指定居宅介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう居宅介護支援事業を行う。

2. 運営方針

- (1) 被保険者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう相談支援を行う。
- (2) 要介護者等の選択によりその方の心身の状況や生活環境に応じて、適切な保健・医療および福祉サービスと連携をとり、総合的かつ効果的に居宅サービスを提供する。
- (3) 市区町村から要介護認定に係る調査の委託を受けた場合には、公平かつ中立な立場で適正に調査を実施する。

3. 事業内容

- (1) ご利用者様又はご家族様からの相談に応じて、心身の状態に合ったサービスが利用できるように支援していく。相談記録簿等を備え業務にあたる。
- (2) 介護サービス提供事業者との連携・調整を図り、利用者・家族の望む暮らしが実現できるように支援していく。
- (3) アセスメントを行い、適切に介護サービス計画書の作成や見直しを行う。
- (4) 要介護認定更新等の手続きの代行を行う。
- (5) 地域包括支援センターの委託による介護予防サービス支援計画書の作成を行う。
- (6) 地域包括支援センターの委託による介護予防ケアマネジメントを行う。
- (7) 介護保険施設入所手続きの相談・支援、医療機関の入退院時の相談・支援を行う。
- (8) 介護保険要介護認定調査の委託を受けて実施する

4. 平成28年度 目標

取手市が平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施するに伴い、当事業所にも地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントの委託業務が追加される。総合事業の趣旨をふまえて、地域の実情に応じたサービス提供が行われるよう業務をおこなう。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）を順守し、特定個人情報の適切な取扱いをおこなう。

今年度より当事業所は1人体制となるが、ご利用者様に対するサービスの質を維持し、効果的な支援事業を行っていく。